

平成28年4月1日
(令和元年 規則名改正)
(令和7年8月25日改正)

工事費内訳書の取り扱いについて

うきは市が行う建設工事の競争入札におきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の改正に伴い、談合防止及び見積能力のない者や見積をせずに入札に参加する者を排除することを目的として、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書の同時提出を求めているところですが、提出された内訳書が次の事項に該当する場合には、うきは市契約規則（令和元年市規則第17号）第16条第1項第8号に規定する「その他入札条件に違反したもの」に該当するものとして、原則として、当該入札を無効とします。

（1）未提出又は未提出と同等と認められる場合

- ア 内訳書の全部又は一部が提出されない場合
- イ 内訳書とは無関係な書類である場合
- ウ 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- エ 当該工事の内訳書と判断できない場合

（2）記載すべき事項が欠けている場合

- ア 内訳書に当該工事名、入札者の商号又は名称、入札金額の記載がない場合

（3）記載事項に誤りがある場合

- ア 工事名に誤りがある場合
- イ 入札者商号又は名称に誤りがある場合
- ウ 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- エ 内訳書の計算に誤りがある場合

（4）上記以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した内訳書

※事業担当課職員により、内訳書のうち直接工事費の計及び経費計算の計の検算を行います。

※明らかに軽微な誤記と認められる場合は、無効としないことがあります。「軽微な誤記」とは、文字においては誤字・脱字、金額においては端数処理や数字の順序相違等を指します。